

○ 公証人の選考のための短答式による筆記の免除に関する公証人分科会議決

平成十四年七月二十九日公証人審査会議決

公証人の選考に関する公証人分科会細則第四条第二項の規定による公証人の選考のための短答式による筆記の免除については、次の表の各号の上欄に掲げる者の申請により、当該各号の下欄に掲げる科目を免除するものとする。

<p>一 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して二十五年以上になる者</p>	<p>民法及び商法 ただし、民事訴訟に関する職務に従事した期間が通算して三年以上になる者については、民事訴訟法も免除する。</p>
<p>二 簡易裁判所判事としてその職務に従事した者</p>	<p>民法、商法及び民事訴訟法</p>
<p>三 副検事としてその職務に従事した者</p>	<p>民法及び商法</p>

<p>四 司法試験に合格した者</p>	<p>当該試験において受験した科目</p>
<p>五 司法書士試験に合格した者</p>	<p>民法及び商法</p> <p>ただし、法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者で、民事訴訟に関する職務に従事した期間が通算して三年以上になるものについては、民事訴訟法も免除する。</p>
<p>六 法人の法務に関する実務の経験年数が通算して二十五年以上になる者</p>	<p>民法及び商法</p>